15～17　［略］

18　第27条第４項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条第４項に規定する手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○　持分○／○)」又は「産業競争力強化法第66条第２項の規定による審査請求料の２／３軽減（○○○○　持分○／○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第２項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考15により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。

19　第31条の２第２項の規定により特許法第195条の２若しくは第195条の２の２又は産業競争力強化法第66条第２項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第２項の規定による審査請求料の２／３軽減」のように記載する。ただし、備考18により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

20　第31条の２第２項の規定により特許法第195条の２又は第195条の２の２の規定の適用を受け、かつ、第73条第４項の規定により特許法等関係手数料令第１条の３第１項各号又は同条第２項各号に掲げる事項及び第73条第１項の申請書の提出を省略する旨を手続補正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第１項の申請書の提出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「【補正をする者】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第１条の２第○号○に掲げる要件に該当する補正をする者である。(○○○○　持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。(○○○○　持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第１項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第２項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。

21　［略］

15～17　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

18　［略］